

三重県過疎地域持続的発展方針

(令和8年度～令和12年度)

三 重 県

《 目 次 》

はじめに	1
第1 基本的な事項	2
1 過疎地域の現状、課題と新たな潮流	
2 過疎地域持続的発展の基本的方針	
3 広域的な経済社会生活圏の整備の計画等との関連	
4 県の責務	
第2 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成	20
1 基本的方針	
2 移住・定住の促進	
3 地域間交流の促進	
4 多様な人材の確保・育成	
5 若者や女性の県内定着の促進	
第3 農林水産業、商工業、情報通信産業その他の産業の振興および観光の開発	22
1 基本的方針	
2 農林水産業の振興	
3 商工業の振興	
4 企業立地の促進	
5 情報通信産業の振興	
6 中小企業の育成および起業の促進	
7 観光振興	
8 雇用機会の拡充	
第4 デジタル社会の推進	26
1 基本的方針	
2 社会全体のDXの推進	
3 デジタル社会のインフラの整備	
第5 交通施設の整備および住民の日常的な移動のための交通手段の確保	27
1 基本的方針	
2 高規格道路および直轄国道の整備	
3 県管理道路および市町道の整備	
4 農道、林道、漁港関連道の整備	
5 地域旅客運送サービスの持続可能な提供の確保	

第6 生活環境の整備	29
1 基本的方針		
2 住宅および水の確保		
3 生活排水および廃棄物の処理		
4 消防力の強化		
5 防災力の強化		
6 防災文化の醸成、地域防災ネットワークの活性化		
第7 子育て環境の確保、高齢者等の保健・福祉の向上および増進	31
1 基本的方針		
2 子どもの豊かで健やかな育ちを支える環境の確保		
3 高齢者の保健・福祉の向上および増進		
4 障がい者の保健・福祉の向上および自立と共生の促進		
第8 医療の確保	33
1 基本的方針		
2 医療分野の人材確保		
3 へき地医療対策		
第9 教育の振興	34
1 基本的方針		
2 学校教育の充実		
3 公立小中学校の統合整備等教育施設の整備		
4 体育施設、社会教育施設等の整備と活用		
5 郷土教育等の推進		
第10 集落の整備	36
1 基本的方針		
2 集落の再編整備および維持・活性化の取組		
第11 地域文化の振興等	37
1 基本的方針		
2 多様な文化的所産の保存および活用		
3 地域文化の振興		
第12 再生可能エネルギーの利用の推進	38
1 基本的方針		
2 再生可能エネルギーの利用の推進		

第13 その他地域の持続的発展に関し必要な事項 39
1 脱炭素化および自然環境の保全と再生	
2 スポーツの推進	
3 連携・協働による地域づくり	

第1 基本的な事項

1 過疎地域の現状、課題と新たな潮流

(1) 過疎地域等

令和7年4月1日現在、過疎法に基づく県内の過疎地域は、10市町(14地域)です。

また、過疎地域自立促進特別措置法(以下「旧過疎法」という。)に基づき過疎地域であった市町村のうち、過疎法の過疎地域に該当しない市町村(いわゆる卒業団体)については、「特定市町村」として令和3年度から令和8年度までの間、過疎法の経過措置の対象となります。

県内の特定市町村は1市(1地域)です。

(表1) 過疎地域等

区分	市町名
過疎地域	【全部過疎市町】 尾鷲市、鳥羽市、熊野市、志摩市、大台町、大紀町、南伊勢町、紀北町
	【一部過疎を有する市町】 松阪市(旧飯南町、旧飯高町) 伊賀市(旧島ヶ原村、旧阿山町、旧大山田村、旧青山町)
特定市町村	津市(旧美杉村)

※ 旧過疎法における過疎市町(9市町(10地域))

【全部過疎市町】

尾鷲市、鳥羽市、熊野市、大台町、大紀町、南伊勢町、紀北町

【一部過疎を有する市町】

津市(旧美杉村)

松阪市(旧飯南町、旧飯高町)

※ 令和3年4月に志摩市の旧浜島町・旧大王町・旧志摩町・旧磯部町および伊賀市の旧島ヶ原村が新たに過疎地域に追加されるとともに、津市(旧美杉村)が過疎地域から特定市町村になりました。

※ 令和4年4月には令和2年の国勢調査結果を反映し、志摩市が一部過疎を有する市町から全部過疎市町となるとともに、伊賀市の一部過疎地域に旧阿山町、旧大山田村、旧青山町が新たに追加されました。

(2) 過疎地域の人口

過疎地域および特定市町村(以下過疎地域と特定市町村を併せて単に「過疎地域」という。)の全県に占める割合は、面積で48.0%、人口で9.7%(令和2年国勢調査)となっています。

(表2) 過疎地域の人口等

市町名	面積 (k m ²)	総人口 (人)	人口増減 率(%)	若年者 比率(%)	高齢者 比率(%)	財政力 指数
	R2	R2	S55-R2	R2	R2	H30-R2
津市(特定市町村)	711.19	274,537	3.4	14.0	29.4	0.710
旧美杉村	206.70	3,640	-65.3	4.0	62.5	-
松阪市	623.58	159,145	3.9	12.8	30.0	0.583
旧飯南町	76.33	4,211	-42.0	8.7	44.1	-
旧飯高町	240.94	3,131	-56.9	6.0	54.1	-
尾鷲市	192.71	16,252	-48.2	7.9	43.8	0.368
鳥羽市	107.34	17,525	-39.2	11.6	39.3	0.442
熊野市	373.35	15,965	-44.4	7.7	44.6	0.258
志摩市	178.95	46,057	-27.0	9.2	40.9	0.389
伊賀市	558.23	88,766	-7.1	13.1	32.6	0.636
旧島ヶ原村	22.95	1,994	-33.3	8.8	47.4	-
旧阿山町	72.97	6,399	-21.5	11.4	37.8	-
旧大山田村	95.98	4,718	-18.2	10.1	39.5	-
旧青山町	109.00	9,030	18.3	11.8	36.5	-
大台町	362.86	8,668	-34.2	10.8	43.3	0.246
大紀町	233.32	7,815	-44.7	7.3	50.3	0.188
南伊勢町	241.89	10,989	-54.0	6.7	53.4	0.214
紀北町	256.54	14,604	-44.4	7.9	45.8	0.284
過疎地域等計	2,771.83	170,998	-38.7	9.0	43.6	-
三重県計	5,774.49	1,770,254	4.9	13.3	29.5	-

※旧市町村面積は「平成12年全国都道府県市区町村別面積調」による。

※若年者比率の若年者は15歳以上30歳未満。高齢者比率の高齢者は65歳以上。

※若年者比率および高齢者比率は、総人口(年齢不詳者数を含む)に占める割合。

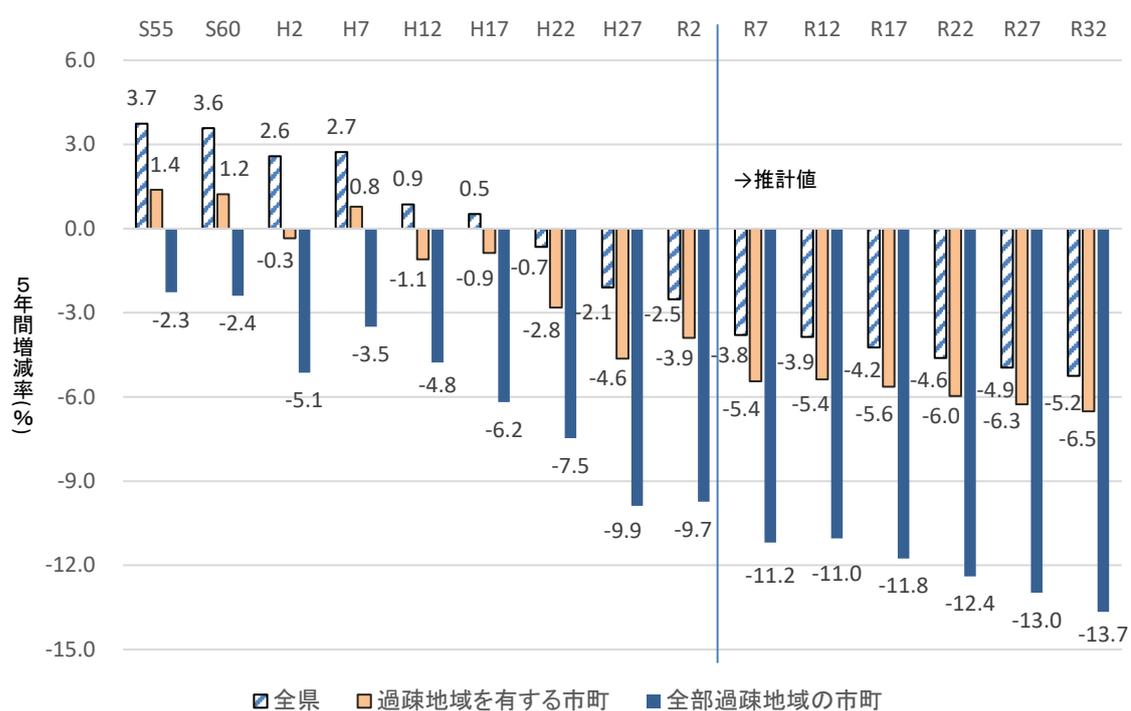
(3) 人口の動向

ア 人口の減少状況

県の人口は平成17年まで増加し続けましたが、同年をピーク(1,866,963人)に減少に転じました。

一方、過疎地域ではそれ以前から人口減少が続いており、今後も減少率が大きくなっていくことが見込まれます。

(図1) 全県および過疎地域の5年間人口増減率の推移



(参考) 1 「過疎地域を有する市町」とは、全部過疎市町と一部過疎を有する市町、特定市町村を指します。(以下同じ)

2 令和2年までの人口は「国勢調査」による。

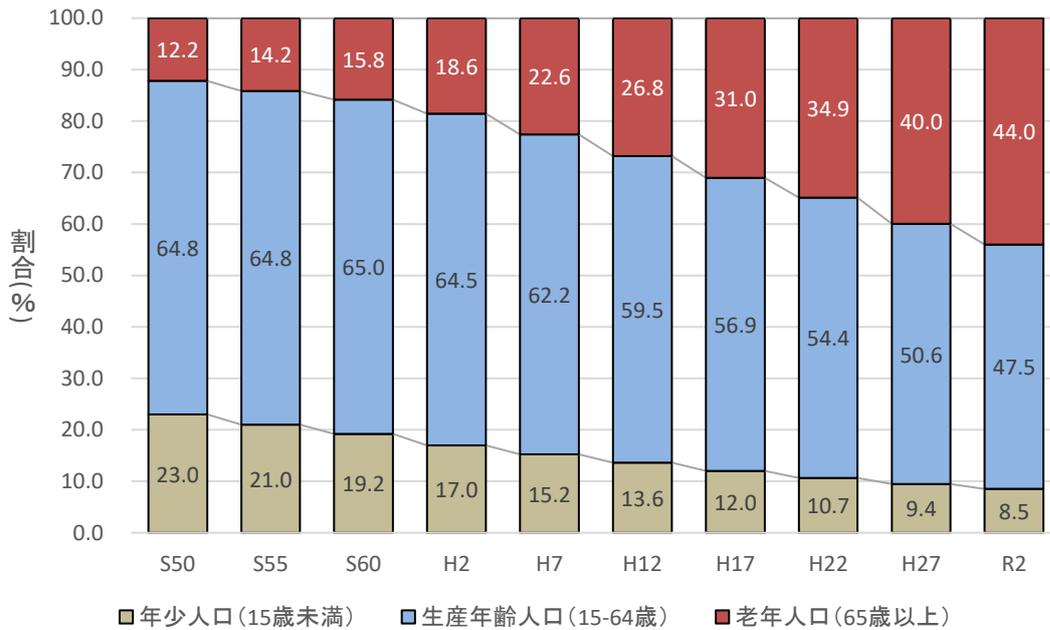
3 令和7年以降の人口は「日本の地域別将来推計人口(令和5年推計)」(国立社会保障・人口問題研究所)による。

イ 年齢階層別の人口構成比

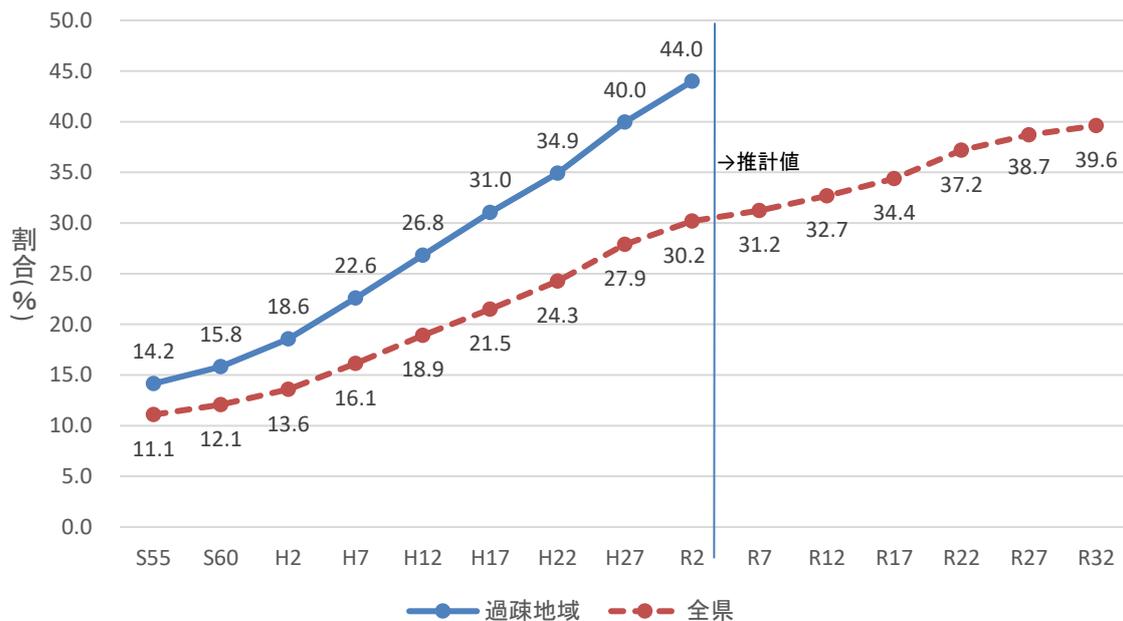
令和2年における過疎地域の65歳以上の人口割合は44.0%と全県の30.2%を大きく上回っており、全県的な高齢化の傾向のなかでも、過疎地域の高齢化はこれを上回るペースで進展しています。

一方、15歳未満の人口割合は、過疎地域が全県を下回ったまま減少傾向が続いています。

(図2) 過疎地域の年齢階層別人口構成比の推移



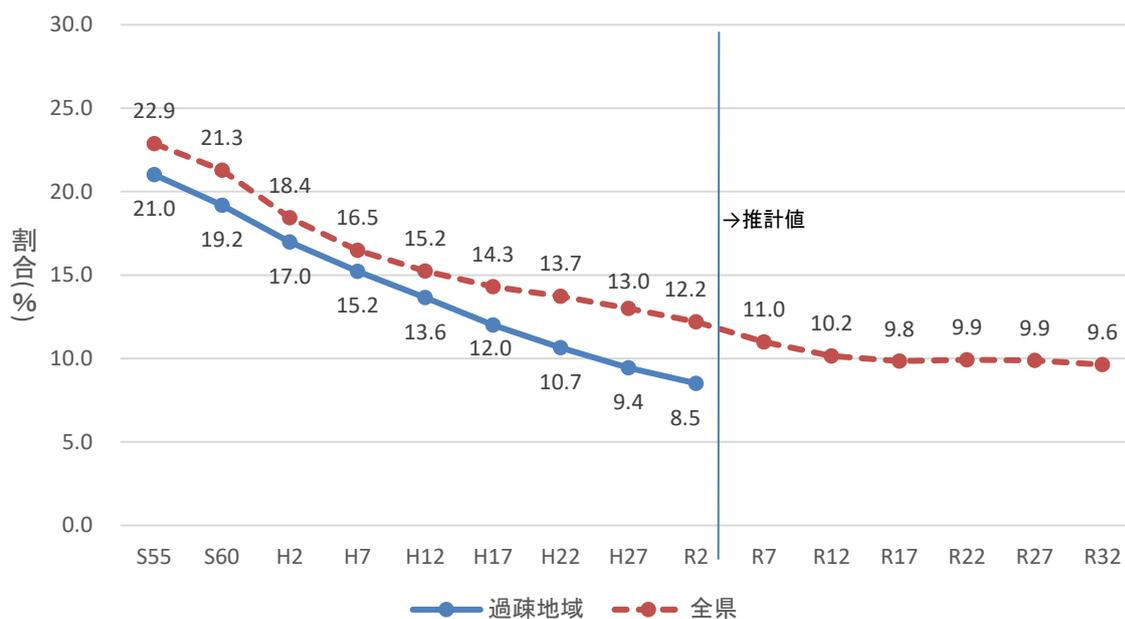
(図3) 65歳以上の人口割合の推移



(参考(図2・図3)) 1 令和2年までの人口は「国勢調査」による。(年齢不詳者数を除く。)

2 令和7年以降の人口は「日本の地域別将来推計人口(令和5年推計)」(国立社会保障・人口問題研究所)による。

(図4) 15歳未満の人口割合の推移



(参考) 1 令和2年までの人口は「国勢調査」による。(年齢不詳者数を除く。)

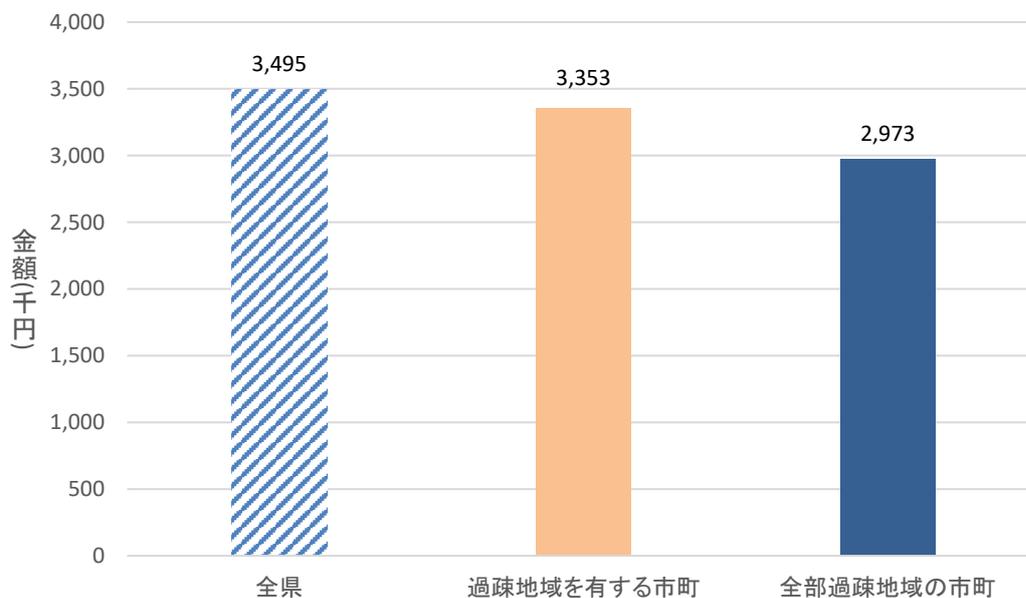
2 令和7年以降の人口は「日本の地域別将来推計人口(令和5年推計)」(国立社会保障・人口問題研究所)による。

(4) 市町民所得の状況

令和6年度の納税義務者一人あたりの所得金額は、過疎地域を有する市町、全部過疎地域の市町ともに、全県の3,495千円を下回っています。

全部過疎地域の市町においては、全県の85%程度となっています。

(図5) 納税義務者1人あたりの所得金額



(参考)「令和6年度 市町村税の概要」(県市町行財政課)より。

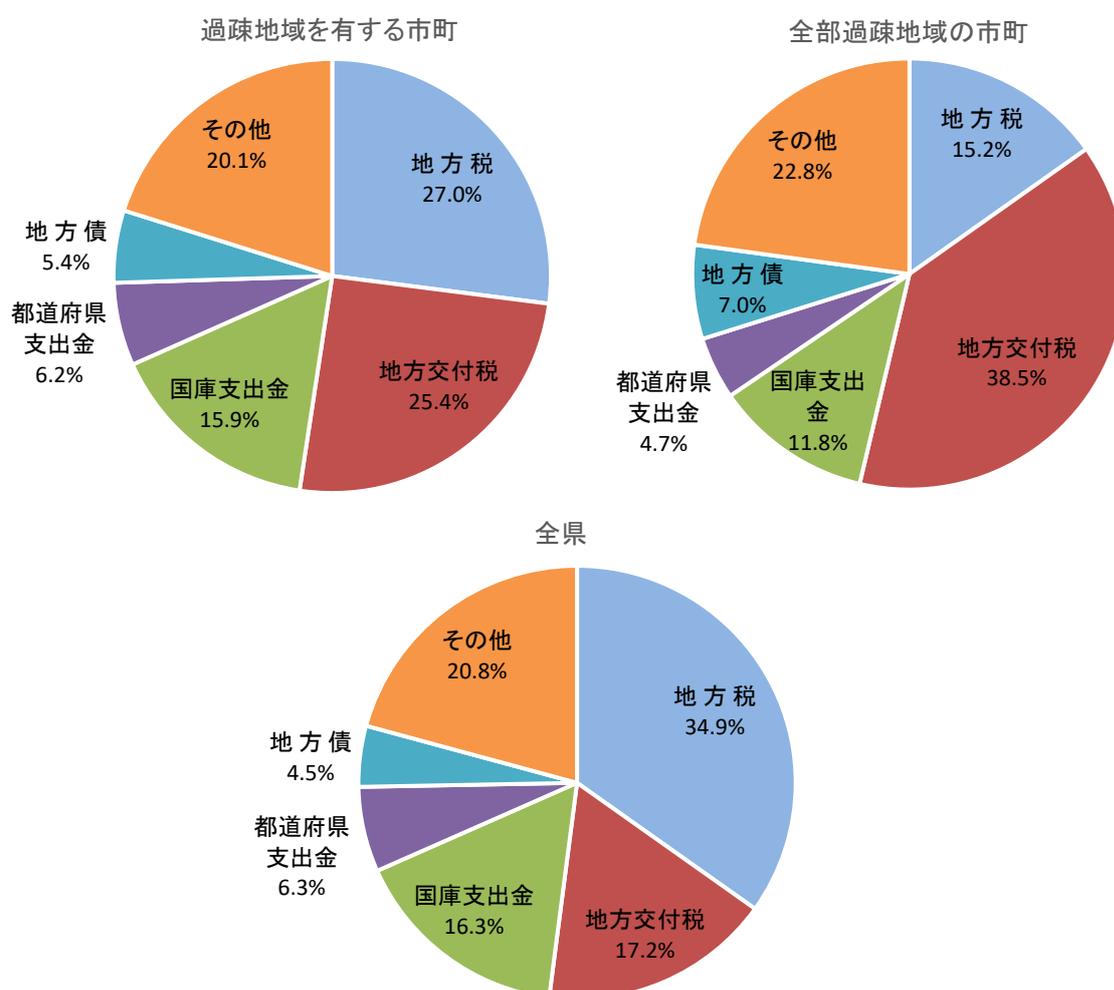
(5) 財政状況

ア 歳入に占める地方税の割合

全部過疎地域の市町では、令和5年度の歳入に占める地方税の割合は15.2%と全県の34.9%に対し著しく低い状況です。

一方、地方公共団体の財源調整を行う地方交付税が歳入に占める割合は、過疎地域を有する市町および全部過疎地域の市町ともに全県より高くなっています。

(図6) 市町の歳入構造(令和5年度決算ベース)

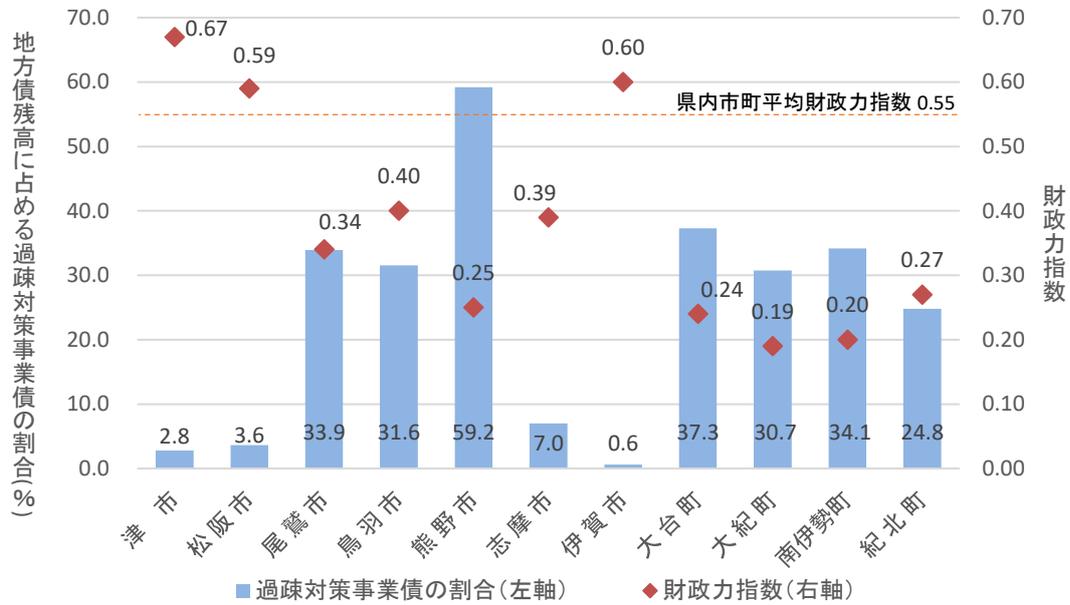


(参考)「令和5年度地方財政状況調査」より。

イ 財政力指数

全部過疎地域の市町の財政力指数は総じて低く、財政力が脆弱な状況にあります。

(図7) 財政力指数と過疎対策事業債割合(令和5年度)



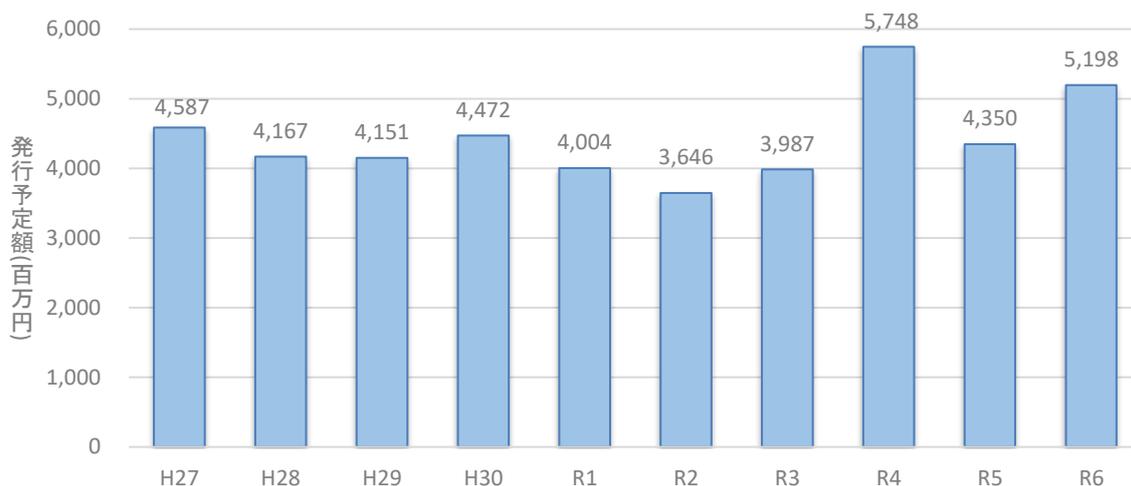
(参考)「令和5年度地方財政状況調査」より。

ウ 過疎対策事業債

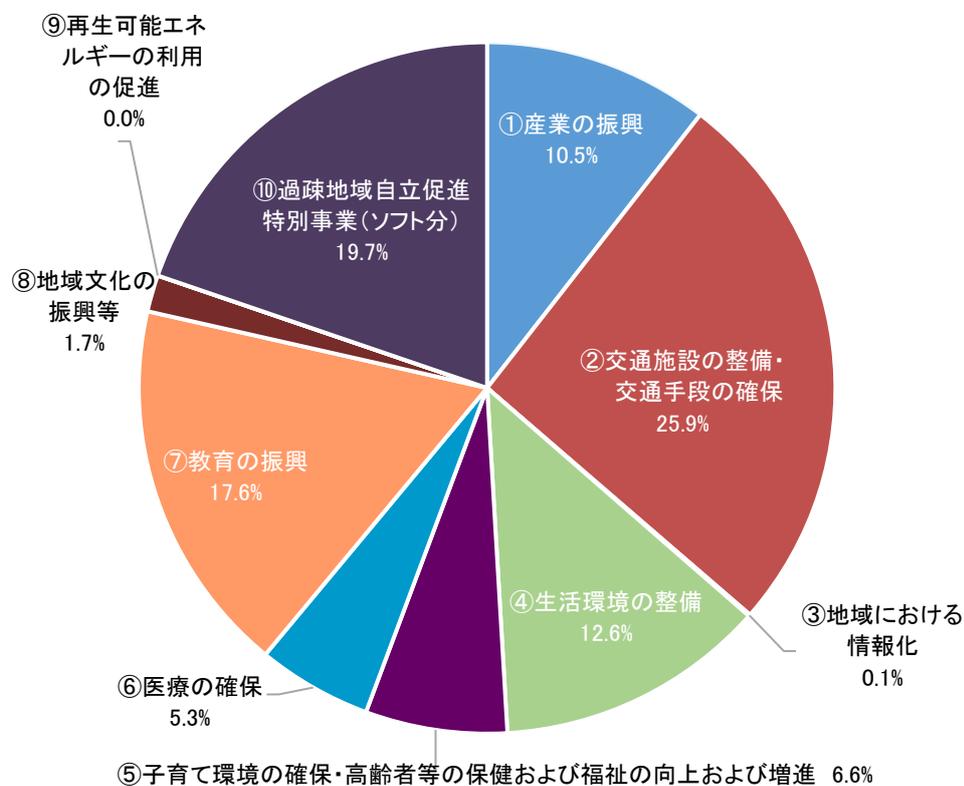
過疎対策事業債は、平成 27 年度以降、36～57 億円の発行予定額で推移しています。

また、使途は、多い順に、交通施設の整備・交通手段の確保25.9%、過疎地域自立促進特別事業（ソフト分）19.7%、教育の振興17.6%、生活環境の整備12.6%となっています。

(図8) 過疎対策事業債による支援



(図9) 過疎対策事業債 施設別構成比（平成 27 年度～令和 6 年度）



(参考) 県市町行財政課資料より。

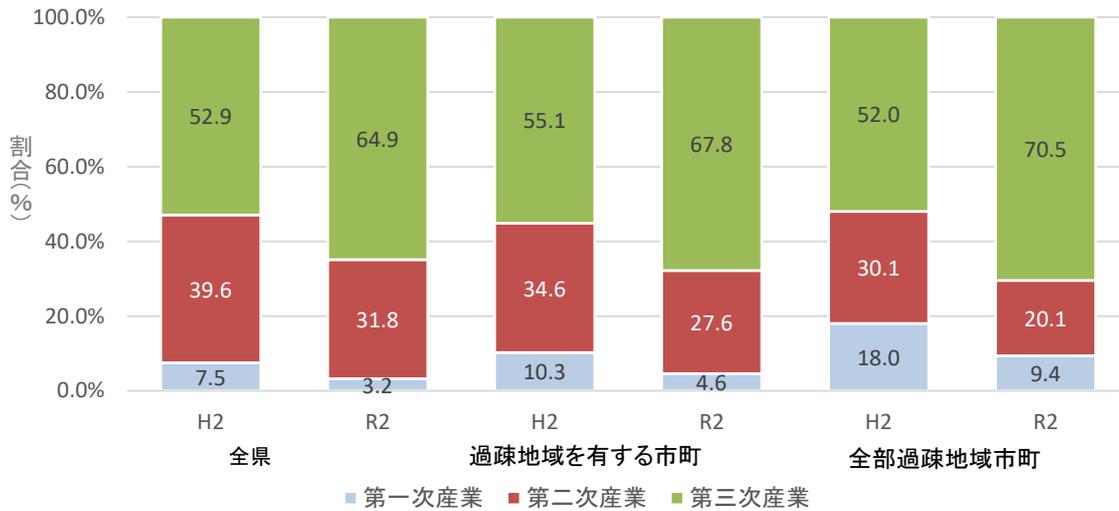
(6) 各分野別の主な状況

ア 産業の状況

○ 産業別人口構成割合の変動状況

全県、過疎地域とも平成2年から令和2年までの30年間に、第一次産業の人口割合が大きく減少しています。しかし、全部過疎地域の市町では、令和2年においても第一次産業の人口割合は全県に比べて3倍弱と高くなっています。

(図10) 産業別人口構成割合の変動

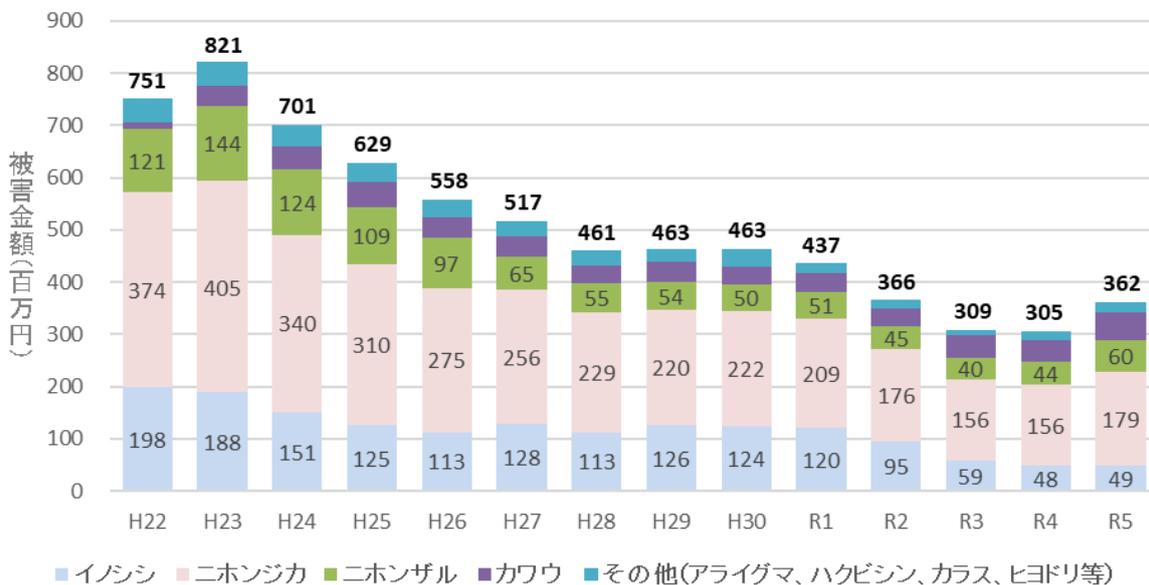


(参考)「市町(村)累年統計表」(県統計課)より。

○ 野生鳥獣被害の状況

野生鳥獣による県内の農林水産業被害金額は、平成23年度をピークに減少しており、令和5年度では3億6千2百万円となっています。そのうち、獣種別にみるとニホンジカによる被害金額が約49%、分野別では農業被害金額が約55%を占めています。

(図11) 県内の鳥獣別農林水産業被害金額



(参考) 県獣害対策課資料より。

イ 交通体系の整備状況

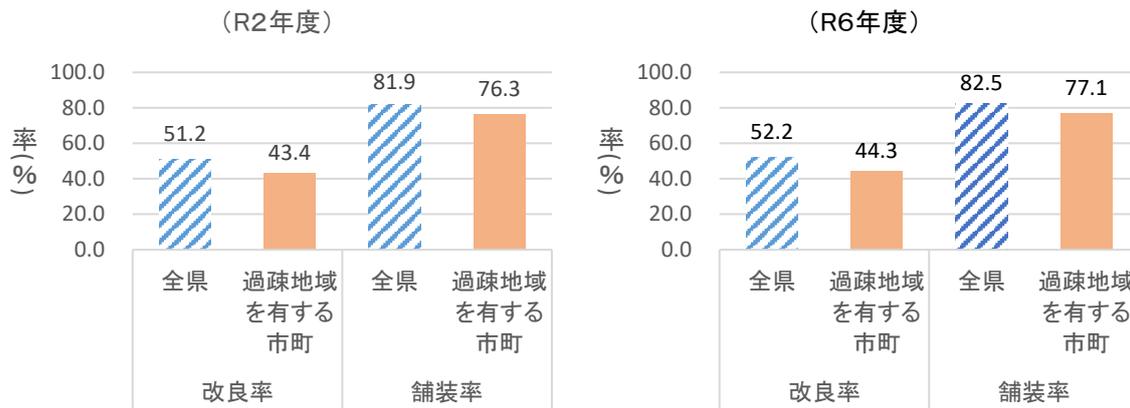
○ 道路の整備状況

市町道は順次改良されてきていますが、令和6年度は全県に比べ、過疎地域を有する市町における道路改良率は7.9ポイント、道路舗装率は5.4ポイントそれぞれ下回っています。

※ 道路改良率(%)=市町道改良済延長/市町道実延長×100

道路舗装率(%)=市町道舗装済延長/市町道実延長×100

(図12) 市町道の道路改良率および道路舗装率

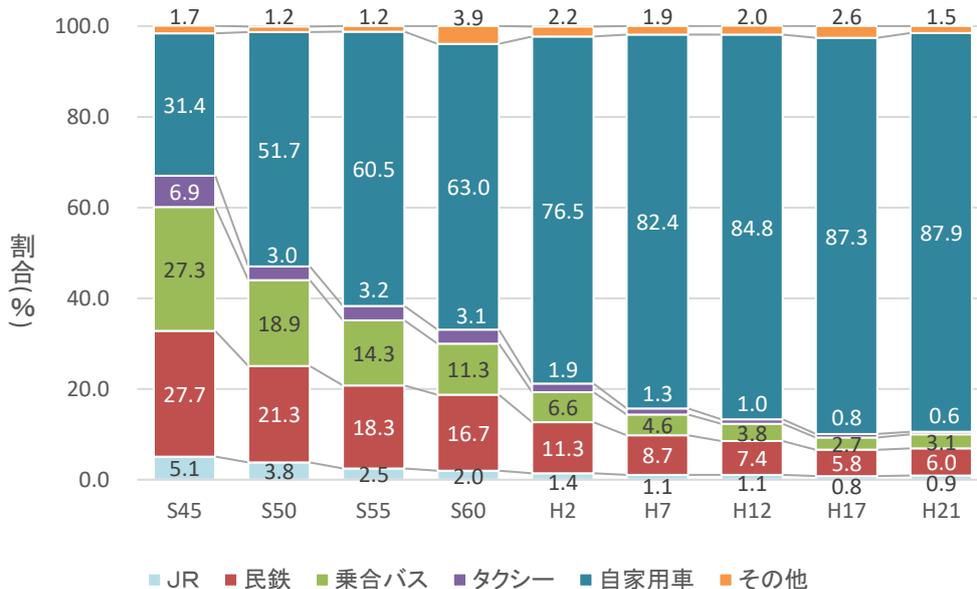


(参考) 県道路管理課資料より。

○ 公共交通機関の状況

輸送機関別分担率の推移を見ると、昭和45年以降自家用車の分担率が年々増加する一方で、鉄道やバス等公共交通機関の分担率は、年々減少しています。

(図13) 輸送機関別分担率(県計)



(参考) 1 「数字で見る中部の運輸」(国土交通省中部運輸局)より。

2 調査方法の変更により平成22年以降は「自家用車」は未発表。

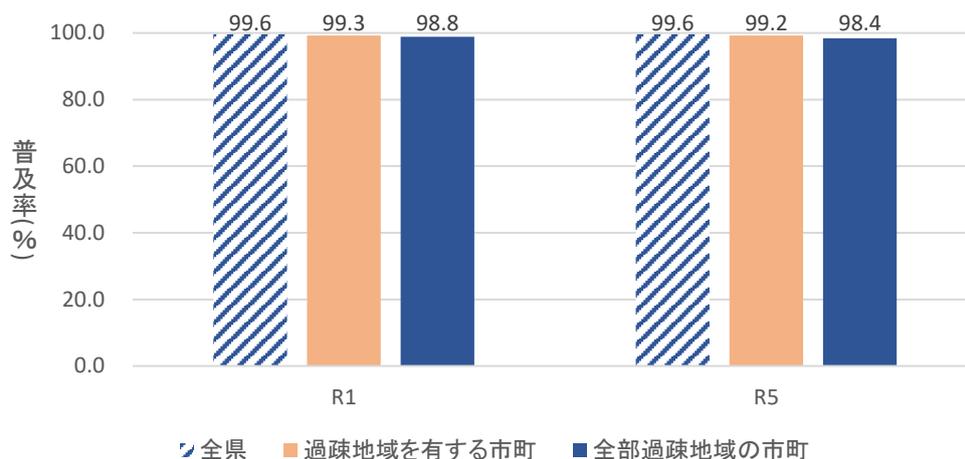
ウ 生活環境の整備状況

○ 上下水道等の整備状況

水道普及率は、全県と同水準まで整備が進んでいます。

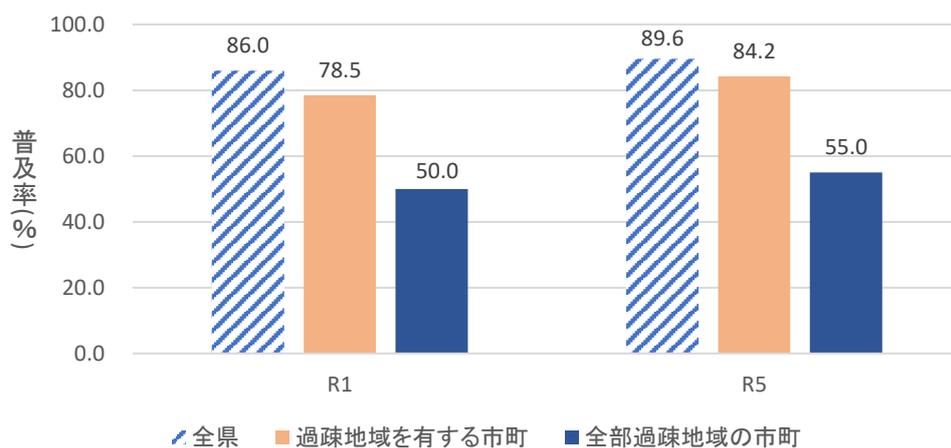
また、令和5年度の汚水処理人口普及率は全県で89.6%となっていますが、全部過疎地域の市町では55.0%と大きな格差が生じています。

(図14) 水道普及率



(参考)「三重県の水道概況」(県大気・水環境課)より。

(図15) 汚水処理人口普及率



(参考)「みえの下水道」(県下水道経営課・下水道事業課)より。

【水道普及率】

給水人口(上水道・簡易水道・専用水道) / 行政区域内人口

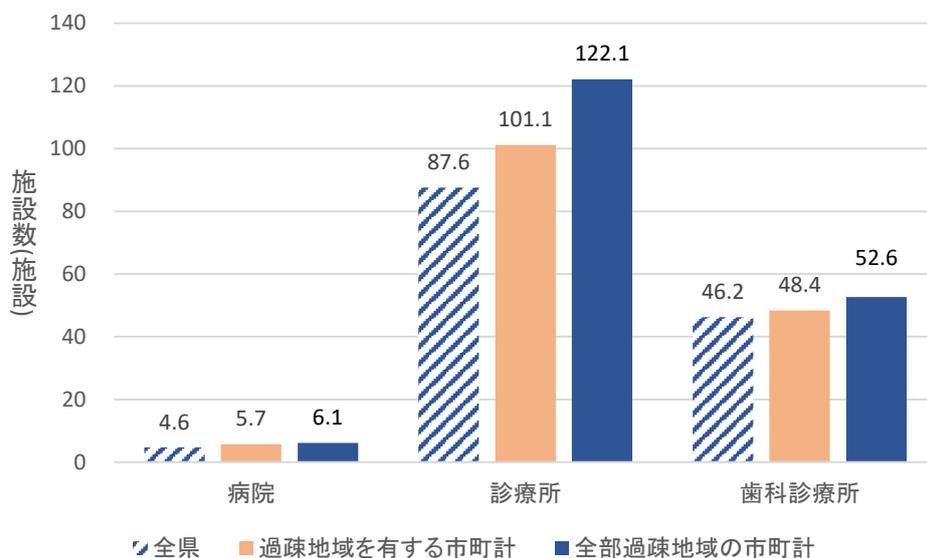
【汚水処理人口普及率】

下水道・農業集落排水施設等・合併処理浄化槽等処理区域内人口 / 行政区域内人口

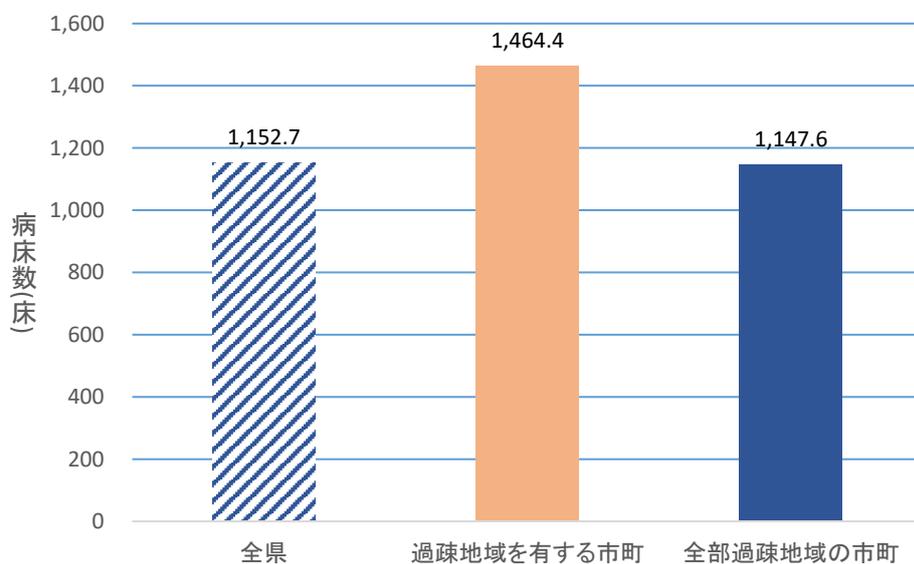
エ 医療の状況

全部過疎地域の市町における人口10万人あたりの医療施設数は全県に比べ多いものの、病床数では下回っています。

(図16) 人口10万人あたりの医療施設数



(図17) 人口10万人あたりの病床数(病院・診療所)



(参考(図16・17)) 1 図16:令和4年10月1日現在、図17:令和4年10月1日現在

2 「三重県衛生統計年報」より。

3 病院:患者20人以上の入院施設を有するもの

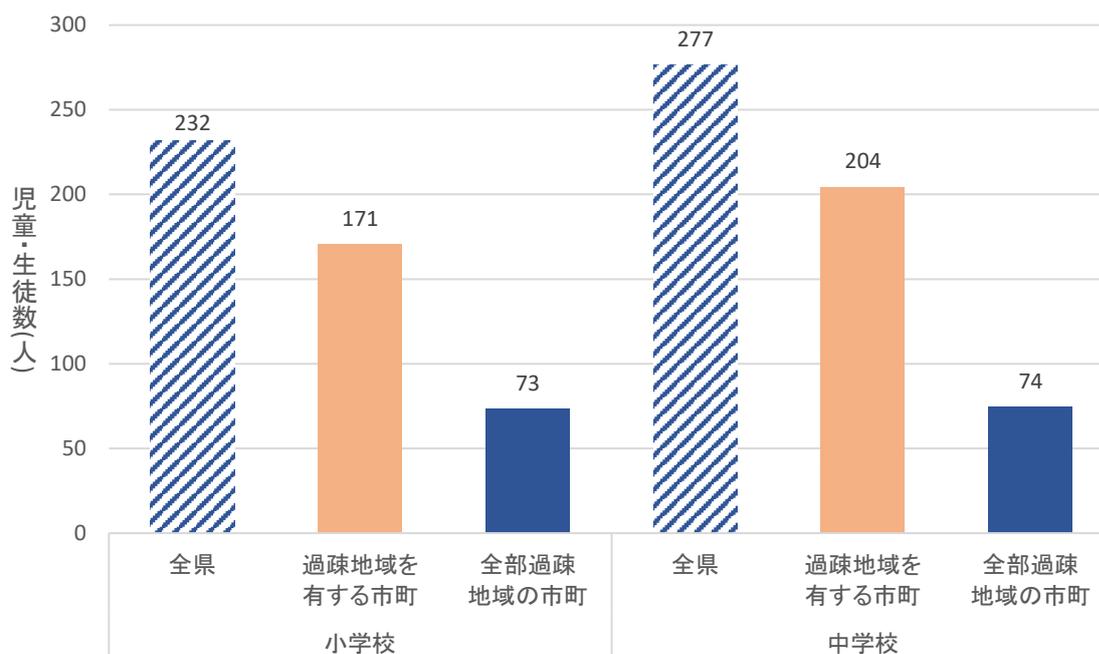
4 診療所:患者の入院施設を有しないもの又は患者19人以下の入院施設を有するもの

5 図17の病床数は精神を除く。

オ 義務教育の状況

過疎地域を有する市町と全部過疎地域の市町における小中学校1校あたりの児童・生徒数は、全県を下回っています。全部過疎地域の市町にあっては、小中学校1校あたりの児童・生徒数は全県の3分の1を下回っています。

(図18) 小中学校1校あたりの生徒数等(令和6年度)



(参考)「学校基本調査」より。

(7) 前計画(令和3年度から令和6年度)の検証

令和3年度から令和5年度までの3年間に、過疎地域内において、県計画に基づき125,491百万円、市町計画に基づき31,134百万円の過疎対策事業が実施されました。市町においては、交通施設や生活環境の整備等の事業が重点的に実施され、市町道の道路改良率・舗装率や汚水処理人口普及率の向上などにつながりました。

一方、過疎地域における人口減少の加速傾向は変わらず、65歳以上の人口割合の上昇、15歳未満の人口割合の低下が続いています。また、財政力が脆弱な市町が多いことや地域産業の衰退、農地や森林の公益的機能の低下、生活環境における非過疎地域との格差などが課題となっています。

(8) 過疎地域における課題と新たな潮流

ア 過疎地域を取り巻く厳しい環境の見通し

今後の人口減少の加速をはじめ、過疎地域を取り巻く現状および見通しは厳しいものがあります。

○ 急速な人口減少と高齢化

全国の総人口は平成20年をピークに減少局面を迎え、過疎地域のみならず、他の地域においても人口が減少する時代となっています。将来推計人口においては、人口減少がさらに加速することや高齢者比率の上昇、若年者比率の低下も引き続き進行することが見込まれています。

県内の過疎地域の人口は、昭和55年から令和2年までで38.7%減少しており、今後もその傾向は加速度的に大きくなっていくことが予想されています。また、令和2年の15歳未満の年少人口は8.5%、65歳以上の高齢者人口は44.0%と、少子高齢化の傾向は全県より高い水準で推移しています。

こうした見通しをふまえると、過疎地域において、人口減少が続く中でも地域に住む人びとが変わらず元気にいきいきと暮らすことができるよう取り組む必要があり、人口減少を前提とした地域社会のあり方を検討し、具体的な取組につなげることが重要です。

○ 自主財源に乏しい財政構造

過疎地域の市町は、地方税をはじめとする自主財源が極めて乏しく、歳入の多くを地方交付税や地方債に依存せざるを得ない脆弱な財政状況となっており、令和5年度の全部過疎地域の市町の財政力指数は、県内市町平均の0.55を大きく下回っています。

また、一般財源に占める地方債の元利償還金に充てられる公債費の割合が高く、財政を圧迫している状況にあります。

○ 地域産業の活力低下と雇用の場の不足

令和2年の全部過疎地域の市町における第一次産業の人口割合は、9.4%と平成2年(18.0%)から減少していますが、県全体(3.2%)と比べ3倍弱と高くなっています。

これまで、過疎地域では、特色のある産品を生産し、地域経済を支えてきましたが、担い手不足、商品価格の低迷、あるいは燃料・資材価格の高騰により、その活力が低下しています。また、地理的な条件不利性から産業立地が進みにくい状況です。

今後は、企業誘致や大規模な開発事業などの外来型開発ばかりに目を向けるのではなく、過疎地域の豊かな自然環境、多様な食、生活、芸能、文化といった地域資源を活用した仕事づくりを推進していくことが重要です。

○ 公益的機能の低下

農林水産業は、食料や木材の生産機能のみならず、自然災害の防止、都市部では失われた自然景観や憩いの場の提供など多面的、公益的機能を有しています。これまで地域住民が管理してきた農地、農業用施設、森林、空き家などが人口減少等によって十分に管理されなくなることで、農地や森林の多面的機能の低下、災害リスクの上昇、景観等の住民の生活環境への悪影響などの問題が生じると考えられています。

また、野生鳥獣による農林水産業への被害については、年々減少してきているものの、被害金額は3億円以上と依然として高い水準にあります。これらの被害による生産意欲や生き

がいの喪失などから耕作放棄地の増加に結び付き、地域全体の活力にも悪影響を及ぼしています。

○ 生活基盤の整備の遅れ

過疎地域を有する市町の道路の整備状況については、令和6年度の市町道の道路改良率が44.3%（令和2年度：43.4%）、道路舗装率が77.1%（令和2年度：76.3%）と順次改良されてきていますが、全県と比べるとそれぞれ7.9ポイント、5.4ポイント下回っています。

水道普及率は、全県と同水準まで整備が進んでいますが、全部過疎地域の市町の汚水処理人口普及率については55.0%と、全県の89.6%に比べ大きな格差が生じています。

近い将来、発生が予想されている南海トラフ地震においては、東日本大震災や能登半島地震のような甚大な被害が想定されており、孤立地域の発生を未然に防止するための道路網の整備、通信・連絡体制の整備などが重要となっています。

イ 過疎地域の可能性を広げる新たな潮流

過疎地域を取り巻く厳しい見通しがある一方、過疎地域の課題の克服に向けた新たな潮流が生じてきています。

○ 新しい人の流れと人と地域のつながりの創出

近年、若い世代を中心に都市部から地方へ移住しようとする潮流が高まっています。本県においても、令和6年度の「県および市町の施策を利用した県外からの移住者数」が846人となり、9年連続で前年を上回っています。内訳として、年代別では68.8%が30代までの若い世代であり、また、移住のきっかけとして25.6%が「地方で働きたい・田舎で暮らしたい」、16.3%が「環境の良いところで子育てがしたい」となっていることからその傾向がうかがえます。

また、地域との関わり方についても多様化しており、地域と多様に関わる関係人口に着目した取組も進みつつあります。

人の流れや人と地域のつながりの創出は、過疎地域における担い手の確保や過疎地域と都市との共生に寄与するものであり、これを推進していくことが重要です。

○ デジタルトランスフォーメーション（DX）の推進

社会経済活動のあらゆる分野で、デジタル技術を活用した「デジタルトランスフォーメーション（DX）」の推進によるデジタル社会への変革が進んでいます。

AIを活用したデマンド交通などの新たな技術を活用した移動サービスの導入、遠隔授業の配信等のデジタルを活用した教育、デジタル技術を活用した新たな事業の創出などにより、豊かな暮らしの実現や地域の課題解決につなげることができます。

このようにDXは、過疎地域において、担い手不足が深刻化する中で、条件不利性を改善し、少ない人口で地域経済・社会を存続・発展させていくための手法として有効であることから、積極的に活用していくことが重要です。

○ リニア中央新幹線の開業に向けた動き

東京・大阪間でリニア中央新幹線の全線開業は最速2037年とされており、県内では亀山市内にその中間駅が設置される予定です。

県内から東京・名古屋・大阪をはじめとする三大都市圏への所要時間が大幅に短縮されることで、新たな産業・雇用の創出が期待されるとともに、多様な暮らし方・働き方が選択可

能となり、移住・定住の促進や関係人口・交流人口の増加につながるなど、大きなインパクトをもたらすことが期待されます。

リニア中央新幹線の開業を見据え、令和6年3月に策定した「三重県リニア基本戦略」に基づき、過疎地域を含めた県内全体にその効果を波及させるための取組を推進していくことが重要です。

○ SDGsの達成に向けた動き

国全体が人口減少社会を迎え、過疎地域では人口減少が一層加速することが見込まれており、人口減少下で持続可能な地域社会を形成することが特に重要になっています。

過疎地域は、食、生活、芸能、文化、景観などの多様性に恵まれるとともに、自然環境や再生可能エネルギーが豊かで、さらに、集落等のコミュニティの結び付きが強い特徴があります。

このような中、SDGsで示されている持続可能性、多様性、包摂性、さまざまな関係者の参画、社会・経済・環境の統合性を重視する考え方は、今後の過疎対策の取組の基礎となり得るものと考えられます。

2 過疎地域持続的発展の基本的方針

上述の過疎地域の課題と新たな潮流をふまえ、過疎地域における持続可能な地域社会の形成および地域資源等を活用した地域活力のさらなる向上が実現するよう、県計画および市町計画の策定にあたり考慮すべき基本的方針は次のとおりです。

なお、計画の推進にあたっては、地域ごとの実情に留意し、県民一人ひとりが元気に、かつ安全・安心に暮らすことができるよう、施策を展開していきます。

○ 過疎法制定の理念

旧過疎法においては、過疎地域の自立促進を図り、もって住民福祉の向上、雇用の増大、地域格差の是正、美しく風格ある国土の形成に寄与することがその目的とされていました。

一方、国全体が人口減少社会を迎え、都市部においても、今後、人口減少と高齢化が進むことが見込まれていることから、過疎地域、都市部ともに持続可能性の向上が課題となっています。

新過疎法においては、条件不利性の克服という過疎対策の基本的な考え方は維持しつつも、地域の自立に向けて、過疎地域における持続可能な地域社会の形成および地域資源等を生かした地域活力の向上が実現するよう取り組むことが理念とされています。

また、過疎地域の豊かで多様な価値観・文化、地域のつながり、地域経済循環、都市部との共生といった価値・役割は、SDGsで示されている、持続可能性、多様性、包摂性、多様な関係者の参画、社会・経済・環境の統合性を重視する考え方との親和性が極めて高く、過疎地域の持つ潜在的な価値・役割を高めていくという視点も新過疎法の理念に反映されています。

○ 過疎地域の価値・役割と新しい技術、新しい考え方の反映

過疎地域は、食料・水・エネルギーの生産・供給にとどまらず、自然災害の発生の防止、生物の多様性の確保その他の自然環境の保全、多様な文化の継承、良好な景観の形成等の多面にわたる機能を有し、これらが発揮されることにより、県民の生活に豊かさや潤いを与え、県土の多様性を支えているとともに、脱炭素社会の実現に向けても大きな役割を担っています。

また、過疎地域は、自動運転サービスや「空の移動革命」などDXの推進に向けた先端技術活用の実証の場としての役割も担っています。

これら過疎地域が有する、都市部にはない自然環境、景観、生活文化、ライフスタイル等の価値・役割は、SDGsで示されている持続可能性や多様性等の考え方と親和性が高く、過疎地域の持続的発展は、SDGs実現のロールモデルにもなり得ます。

このことから、過疎地域の特性を生かした教育の展開や新しい人の流れと地域とのつながりの創出、地域社会の担い手となる人材の育成、仕事づくりの新たな展開などに加え、これまで過疎地域にとって不利とされてきた時間や距離の制約を取り払うDXを積極的に推進するとともに、「誰一人取り残さない」ことを理念とするSDGsの考え方を取り入れることで、過疎地域の持続的発展に向けた取組を進めていきます。

○ コロナ禍による価値観の変化

コロナ禍により、人やモノの移動が制限された一方で、これまで進まなかったテレワークやオンライン教育が普及し、ワーケーションやニ地域居住等の新しい働き方や暮らしが注目されるなど、人びとのライフスタイルや価値観等が大きく変化しました。

また、空間のゆとりと可能性を持つ過疎地域は、高密度や集積のリスクを避けつつ、都市部と連携しながら、豊かな暮らしの中でさまざまな付加価値を生み続けられる場として注目されており、このような環境の変化を過疎地域発展の好機（チャンス）ととらえ、過疎対策に取り組んでいくこととします。

※ 「SDGs」

平成27年9月の国連サミットで採択された2030アジェンダにおける2030年までに達成すべき国際社会全体の開発目標で、17のゴールと169のターゲットで構成されている。

※ DX（デジタルトランスフォーメーション）

DX（デジタルトランスフォーメーション）は、ICT（情報通信技術）の活用によって、産業やビジネスモデルを根本から変革し、新たな価値を創出すること。従来のICT利用は既存産業の効率化や価値向上が目的であったのに対し、DXはその枠を超え、組織全体や市場の革新をめざすものである。

3 広域的な経済社会生活圏の整備の計画等との関連

県および各市町が過疎地域持続的発展計画を策定するにあたっては、次の計画等との関連をふまえ、施策相互間の連携に配慮します。

計画名	該当する過疎市町
みえ元気プラン	津市（旧美杉村）、松阪市（旧飯南町、旧飯高町）、尾鷲市、鳥羽市、熊野市、志摩市、伊賀市（旧島ヶ原村、旧阿山町、旧大山田村、旧青山町）、大台町、大紀町、南伊勢町、紀北町
三重県人口減少対策方針	津市（旧美杉村）、松阪市（旧飯南町、旧飯高町）、尾鷲市、鳥羽市、熊野市、志摩市、伊賀市（旧島ヶ原村、旧阿山町、旧大山田村、旧青山町）、大台町、大紀町、南伊勢町、紀北町
三重県南部地域振興プラン	尾鷲市、鳥羽市、熊野市、志摩市、大台町、大紀町、南伊勢町、紀北町
紀伊地域半島振興計画	松阪市（旧飯南町、旧飯高町）、尾鷲市、鳥羽市、熊野市、志摩市、大台町、大紀町、南伊勢町、紀北町
三重県離島振興計画	鳥羽市（神島、答志島、坂手島、菅島）、志摩市（渡鹿野島、間崎島）
三重県山村振興基本方針	津市（旧美杉村）、松阪市（旧飯南町、旧飯高町）、鳥羽市、熊野市、伊賀市（旧阿山町、旧大山田村、旧青山町）、大台町、大紀町、南伊勢町、紀北町

○ 県の戦略計画「みえ元気プラン」との関係

本県では、おおむね10年先を見据えた、県政運営の基本姿勢や政策展開の方向を示す県の長期構想である「強じんな美し国ビジョンみえ」、ビジョンの掲げる基本理念の実現に向けて、推進する取組内容をまとめた中期の戦略計画である「みえ元気プラン」（令和4年度～令和8年度）を策定し、さまざまな施策、事業に取り組んでいます。

「みえ元気プラン」では、「人口減少への総合的な対応」を5年間で取組を一層加速させていかなければならない課題に位置づけており、人口減少の課題に全庁を挙げて総合的に対応することで、地域の自立的かつ持続的な発展につなげることをしています。

4 県の責務

県は、過疎地域の人材の確保・育成、雇用機会の拡充、住民福祉の向上、地域格差の是正など過疎地域の持続的発展のための対策について、広域的な見地からの施策を実施するものとします。

県内の過疎市町は、行政・財政の規模が小さく、職員数が限られているという課題があることから、市町相互間の連絡調整、人的・技術的援助その他必要な援助を行うとともに、過疎地域に共通する課題の解決に向けて、市町間の広域連携を促進します。

また、県境を越えて取り組むべき共通の課題や広域的な課題に関して、他府県との連絡調整を行うなど、過疎市町と他府県の自治体が連携した取組を支援します。

第2 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成

1 基本的方針

近年、若い世代を中心に都市部から地方へ移住しようとする潮流が高まっていることを受け、移住の促進や地域産業の担い手の育成・確保、地域おこし協力隊の受入れ、関係人口の創出・拡大など、過疎地域への新たな人の流れを創出するための取組を進めます。

移住の促進では、移住者がそれぞれのライフステージやライフシーンでの自らの夢や希望に沿った暮らしを実現するとともに、地域の人びとと交流を深めていくことで、地域に活力が生まれるよう、市町や地域等と連携し取り組みます。

農林水産業では、地域の特性を生かした持続的発展が図られるよう、新規就業者の受入体制の整備等を推進し、人材の確保・育成に取り組みます。

県外への転出超過数のうち、大部分を占める若者や女性の県内定着に向けた取組を進めます。

2 移住・定住の促進

○ 移住希望者から選ばれる三重となるよう、「美し国みえ 移住相談センター」を中心にきめ細かな相談対応を行います。また、就労情報や住まいに関する情報の提供、美しい自然や多様な暮らし方といった三重の魅力等を情報発信するとともに、年代や家族構成、ライフスタイルなど移住希望者のニーズに応じたプロモーションを行います。

○ 移住希望者が安心して三重に移住できるよう、市町や地域と連携し、地域で移住者を受け入れる環境の整備や気運の醸成を図ります。

3 地域間交流の促進

○ コロナ禍により、都市部への一極集中のリスクが顕在化した中で、テレワークを進化させた新しい働き方・ライフスタイルである「ワーケーション」の取組を進めます。

○ 移住・定住を促進するために、都市部と地方の双方に拠点をもち、どちらにも仕事・生活の拠点を置くライフスタイルである「二地域居住」の取組を進めます。

○ 地域の活性化や将来的な移住者の拡大等に寄与することが期待される関係人口の創出・拡大を図っていきます。

4 多様な人材の確保・育成

○ 新規就農者の確保・定着に向けて、農業大学校を核とした人材育成の取組の充実を図るとともに、農業者による研修等、就農希望者の受入体制の整備を進めます。

○ 林業の持続的発展に向けて、森林の適切な管理や林業・木材産業の競争力強化に資する高いスキルのほか、地域を担う新たな視点や多様な経営感覚を持った人材の育成、新たな担い手の確保に取り組むとともに、地域の実情に応じた異業種企業との連携や外国人材などの活用による多様な労働力の確保を進めます。

○ 漁業の担い手の確保・育成に向けて、水産業の魅力紹介や漁業体験の実施、新規就業者の定着支援や事業承継の仕組みづくり、女性やシニア世代、外国人、障がい者など多様な担い手が活躍できる環境づくりなどを進めます。

○ 「みえ食の“人財”育成プラットフォーム」を活用し、みえの食のすばらしさや魅力が理解され、食

関連産業の新たな価値創出を担う人材の育成を進め、食関連産業で活躍したいと思う若者や子どもたちを増やすとともに、食関連産業の健全な発展を図ります。

- 都市地域から過疎地域等の条件不利地域へ移り住み、一定期間、地域協力活動を行う地域おこし協力隊の将来的な定住・定着の促進に向けて、隊員や隊員受入市町への支援に取り組みます。
- 地域人口の急減に直面している地域において、多様な働き方の促進に向けて、地域の仕事を組み合わせる年間を通じた仕事を創出し、地域の担い手を確保する特定地域づくり事業協同組合制度の活用を図ります。

5 若者や女性の県内定着の促進

- 若者の県内への定着の促進および県内産業の振興を図るため、県内での居住かつ就業等を条件として、大学生等の奨学金返還額の一部を助成します。
- 課題解決型学習等の手法を取り入れた郷土教育を推進し、児童生徒が郷土への愛着や誇りを持ち、地域のために考え行動する意欲や三重について発信する力を身につけられるよう、学校と地域が連携した取組を推進します。
- 本県が特に課題と捉えている経済分野におけるジェンダーギャップの解消に向け、さまざまな主体と連携し、オール三重で取り組みます。
- 性別にかかわらず、誰もが家庭でも職場でも活躍できる社会づくりに向け、県民や企業等への意識啓発を行います。
- 県内において若者や女性が働きやすい職場づくりを進めるため、ワーク・ライフ・バランスの推進をはじめ、安定的な雇用の確保、若者等を呼び込み定着促進を図ることなどを目的とした幅広い働き方改革を積極的に進めている県内企業等に対して支援を行います。

第3 農林水産業、商工業、情報通信産業その他の産業の振興および観光の開発

1 基本的方針

農林水産業の持続的な発展を促すため、担い手の確保・育成や地域の特性に即した生産基盤の整備などを通じて生産の維持・効率化を図るとともに、地域資源を活用したビジネス創出の取組など、さまざまな主体と連携した総合的な施策を進めます。

国連でのSDGsの採択や、ESG(環境、社会、ガバナンス)投資の世界的な広がりなど、社会課題の解決への企業活動は、企業価値の向上、さらには企業の持続的成長にとっても重要な要素となりつつあります。過疎地域の産業政策においてもこうした視点を取り入れつつ取り組んでいきます。

中小企業等による地域商工業の維持・活性化を図るため、地域の特徴や資源を生かした新事業の創出を促進していくとともに、魅力ある地域資源を生かした産業等の企業誘致を促進していきます。

三重が国内外の旅行者がおすすめしたい観光地になるよう、質が高く持続可能な観光地づくり、三重の強みを生かした戦略的な観光誘客の推進、魅力的な観光産業の確立に取り組めます。

雇用対策の推進体制を整備し、地域の実情に応じた雇用支援の取組を推進します。

2 農林水産業の振興

(1) 農業の振興

- 農業については、米、かんきつ、茶、伝統野菜、ブランド和牛、地鶏など、地域の気候・風土に適した特色ある県産農産物の生産力を強化するとともに、新規就業者の確保・育成に取り組めます。
- 豊かな自然や美しい景観、食文化など地域の魅力を生かし、県産農産物の高付加価値化や国内外の販路拡大の促進、ブランド力向上に取り組めます。
- 農業生産の維持・効率化を図るため、生産基盤の整備や農業水利施設の保全対策を推進するとともに、農山漁村地域に国内外から多くの人を呼び込み、より長い滞在・交流の促進を図るため、さまざまな主体と連携し農山漁村の地域資源を活用したビジネス創出の取組などを進めます。
- 農地は生産の場であるとともに県土や自然環境の保全に貢献していることから、地域の特性を生かした秩序ある利用が求められています。このため、集落営農組織の育成や担い手への農地集積、多面的機能を支える共同活動への支援に取り組む、荒廃農地の発生を防止することにより優良農地の確保や有効利用を図ります。
- イノシシ、ニホンジカ、ニホンザル等による農業への被害は日常的に存在し、営農面の被害にとどまらず、生産意欲の喪失という精神面への被害、さらには耕作放棄地の増加など、その地域全体の活力にも悪影響を及ぼしていることから、市町や地域と連携して被害減少に向けた対策を進めます。

(2) 林業の振興

- 豊富な森林資源を活用した活発な木材生産活動を推進し、森林所有者の所得向上や中山間地域の活性化、カーボンニュートラルの実現に貢献するとともに、森林の公益的機能を高度に発揮させていくため、森林施業の効率化や林業・木材産業の競争力強化、森林・林業や地

域を担う人材の確保・育成、県産材の利用促進など林業の持続的な発展を図ります。

- 森林に求められる機能や地域条件等に応じた適切な森林管理を推進するとともに、森林づくりを支える森林情報の的確な把握や、森林の公的管理、適正な伐採と確実な更新を進め、将来にわたる森林の多面的機能の持続的な発揮をめざします。

(3) 水産業の振興

- 水産資源の維持および増大に向けて、科学的知見をふまえた資源管理の推進や密漁の防止、海洋環境の変化をふまえた栽培漁業の推進、精度の高い海況情報の発信等に取り組むとともに、競争力のある養殖業の構築に向けて、疾病の発生状況や防疫対策等に関する情報共有、海洋環境の変化に対応した養殖品種や新たな養殖技術の開発等を進めます。
- 安定した経営体の育成に向けて、複合経営や協業化等の所得向上の取組、法人化や経営規模の拡大等、経営の安定と雇用の創出のための取組、収益性向上をめざした施設の整備等を支援します。県産水産物の競争力の強化に向けては、6次産業化や観光業等異業種との連携、輸出の促進等を進めます。
- 水産業の基盤の整備に向けて、漁港施設および海岸保全施設の耐震・耐津波対策や長寿命化対策等を推進するとともに、水産動植物の生育環境の保全、改善および創造に向けて、藻場・干潟等の造成や漁場整備の推進、漁業者等による藻場・干潟等の保全活動の支援等に取り組めます。
- 内水面地域の活性化に向けて、稚アユ放流など漁業権対象魚種の増殖や漁場環境の維持・回復の取組等を促進します。

3 商工業の振興

(1) 地域資源活用による新事業の創出

- 中小企業等による地域産業の維持・活性化を図るため、地域の農林水産物、鉱工業品、観光資源など特色のある地域産業資源（地域資源）を活用した新商品・新サービスの開発、販路開拓を支援し、過疎地域の特徴や強みを生かした自立的な産業の振興を図ります。
- 地域の中小企業等と農林漁業者が連携して、お互いの有するノウハウ・技術等を活用した新事業への取組を促進します。
- 地域資源の魅力を県内外にPRし、地域資源の活用による地域の活性化を図ります。

(2) 商業機能等地域課題への取組

- 商業は、住民生活に大切な機能を有することから、自ら活性化に取り組もうとする商店を支援していくとともに、地域の実情にあった商業支援を図ります。

4 企業立地の促進

- 過疎地域における企業誘致は、道路アクセス等地理的条件が他の地域より厳しい状況にあることから、産業用地を整備する市町等（県南部の特定地域のみ）に対して、土地造成にかかる費用を補助することで競争力のある産業用地を確保するとともに、特別な優遇措置を設定し、工場、研究開発施設に加え、魅力ある地域資源を生かした産業等の企業誘致を促進します。
- 既存立地企業への高付加価値化に資する投資を支援することで産業の高度化・集積を図り、

魅力的な産業集積拠点の形成ならびに関連産業を中心としたさらなる企業立地を図ります。

5 情報通信産業の振興

- DX人材の育成に取り組むとともに、情報通信産業の振興や誘致にも取り組み、データ活用の取組の活性化やDX人材の活躍の場の確保を図ります。
- 令和元年10月に策定した「三重県キャッシュレス推進方針」に基づき、中小企業・小規模企業へのキャッシュレス決済の導入促進や消費者の利用促進等に取り組めます。

6 中小企業の育成および起業の促進

- 「三重県中小企業・小規模企業振興条例」に基づき、5地域においてみえ中小企業・小規模企業振興推進協議会を設置し、関係者が一堂に会し、地域の実情に応じた中小企業・小規模企業の振興や、中小企業・小規模企業が抱える課題の把握、解決策等の検討を行います。
- 三重県事業承継ネットワークの活動を通じて、喫緊の課題である事業承継に取り組むとともに、中小企業・小規模企業の円滑な創業および第二創業を促進します。

7 観光振興

- 三重ならではの観光資源を生かした拠点滞在型観光を推進するため、地域のDMO等による滞在型の観光コンテンツの磨き上げや地域ブランディング等の取組を支援します。また、魅力的な観光産業の確立のため、経営課題の解決に向けたセミナーやコンサルティングの実施等を通じて、観光事業者の生産性向上や人材確保・育成・定着に向けた取組を支援するほか、県内観光産業の魅力について情報発信に取り組めます。
- 首都圏等大都市圏からの誘客促進に向け、SNSや各種広告等さまざまな手段を組み合わせることにより、効果的に三重の魅力を発信し、認知度向上を図ります。
- 海外からの高付加価値旅行者の誘致を促進するため、奈良県、和歌山県等と連携し、紀伊半島のブランド化を図るとともに、商談会への参加や旅行会社、メディアを対象としたファムトリップの実施等に取り組めます。
- 誰もが三重の観光を楽しむことができるバリアフリー観光の推進や観光人材の育成、宿泊施設の誘致等の受入環境の充実に取り組めます。
- 県民の皆さんや地域を訪れる方々が安全に自然公園を楽しめるよう、老朽化や災害等で修繕が必要な自然公園施設の維持管理等に取り組むとともに、自然公園等の資源を活用した滞在型、体験型観光等の取組を促進します。
- 県内外の都市部との交流人口を増やすため、過疎地域の持つ豊かな自然や自然体験等の地域資源をさまざまな媒体を通じて発信するなど、過疎地域の魅力を広める取組を進めます。
- 紀勢自動車道および国道42号熊野尾鷲道路の全線開通や、今後開通が見込まれる国道42号熊野道路および紀宝熊野道路による東紀州方面への利便性の向上を生かし、本県の重要観光資源である世界遺産「熊野古道 伊勢路」のブランドイメージを利用した誘客を図ります。

8 雇用機会の拡充

- 中小企業における労働力不足の深刻化や若者の県外流出が大きな課題となっていることから、県内企業の情報発信やインターンシップ、合同企業説明会の開催などにより、U・Iターン就職を

促進します。

- 若者をはじめとした多様な人材の育成・確保、さらには企業が行う生産性向上や新たな事業展開などを支援し、地域の産業政策と一体になった雇用機会の拡大に取り組むとともに、さまざまな人材を対象に、ニーズに応じた多様な職業訓練を実施します。
- 働く意欲のあるすべての人が働き続けられるよう、職場環境の整備を進めるとともに、生産性の向上や人材の確保・定着につながる働き方改革に取り組みます。また、働く意欲のある女性、高齢者、障がい者、外国人が能力や適性を生かして活躍できるよう、企業や関係団体、国・市町等と連携しながら、多様な働き方の普及・提供に取り組みます。
- 就職氷河期世代を中心とした中高年世代の安定した就労につなげるため、正規雇用を希望しながら不本意に非正規雇用で働く人や長期無業状態にある人を対象に、関係機関と連携し、相談から就職・定着までの切れ目ない支援を実施します。

第4章 デジタル社会の推進

1 基本的方針

過疎地域において、デジタル技術の活用は持続的な発展のために欠かせません。デジタル社会の基本となる通信環境等のインフラ整備を進めること、AIを活用したデマンド交通などの新たな技術を活用した移動サービスの導入を促進すること、遠隔授業の配信等、デジタルを活用した教育の充実を図ることなどにより、「誰もが住みたい場所に住み続けられる三重県」をめざします。

2 社会全体のDXの推進

- 社会全体のDXを進めるにあたっては、現場におけるノウハウ不足やコスト負担が課題となっているため、一定の知見を有する専門人材が必要です。そこで、高等教育機関や関係団体等とも連携しながら、DX人材の育成・確保に取り組みます。
- 産学官をはじめとするさまざまな主体のICT・データ活用による新価値の発見、新商品や新サービスの創出を通じ、社会課題の解決が進展するよう取り組むとともに、ICT・データ活用の視点に立った事業の展開や実証事業の受入れを積極的に行います。
- 交通や観光、防災、生活等のさまざまな地域課題を解決し、地域における生活の質の維持・向上と新たなビジネスの創出を図るため、民間事業者による実証実験を通じた事業化の支援や、県内事業者による「空飛ぶクルマ」の活用など、「空の移動革命」の促進に取り組みます。
- 自動運転やMaaS、AIを活用したデマンド交通などの新たな技術を活用した移動サービスの導入について、市町の取組を支援します。
※ MaaS: Mobility as a Service。出発地から目的地まで、利用者にとっての最適経路を提示するとともに、複数の交通手段やその他のサービスを含め、一括して提供するサービス。
- へき地医療機関の抱える時間的・距離的ハンディを克服するため、オンライン診療やICTを活用した診療支援の仕組みの導入等を支援します。
- GIGAスクール構想の実現に向け、整備された1人1台端末や高速大容量の通信ネットワークを活用し、教員を対象としたICT研修の充実を図るとともに、子どもたち自身の情報通信技術の活用および情報活用能力を高めます。また、過疎地域の学校と地域外の学校におけるオンライン交流や県総合教育センター内に新設するスタジオからの遠隔授業の配信等、ICTを活用した教育を推進し、全ての生徒が多様な学びを選択し、希望する進路を実現できるような学校教育の充実を図ります。

3 デジタル社会のインフラの整備

- 5G(第5世代移動通信システム)は、医療、教育、農業、働き方改革、モビリティをはじめとしたさまざまな分野における活用が見込まれていることから、三重県においても積極的に5Gの利便性を享受できる環境の整備に向けた取組を推進します。
- 不通話地域の解消など、情報通信格差の是正について、引き続き、県内市町と連携して取り組み、携帯電話事業者に対して、基地局整備等必要な方策を実施できるように働きかけていきます。
- 県の防災行政無線で使用する中継所建屋や鉄塔等の施設を市町の防災行政無線や消防救急無線と共用することで、市町の整備コストの低減を図ることができます。引き続き市町の防災行政無線や消防救急無線に対して、整備の際の施設共用などの協力を行います。

第5 交通施設の整備および住民の日常的な移動のための交通手段の確保

1 基本的方針

高規格道路および直轄国道の整備促進を図るとともに、これらと一体となった道路ネットワークの形成に向け、県管理道路の計画的な整備を推進し、日常的な移動のための交通手段の確保を図ります。

農道、林道、漁港関連道路については、緊急性や必要性、費用対効果等を考慮し整備します。

多様な主体と役割を分担しながら、鉄道、バス、離島航路などの生活交通の維持・確保に努めるとともに、交通空白地等において、地域の実情に応じた持続可能な移動手段の確保に取り組みます。

2 高規格道路および直轄国道の整備

○ 過疎地域における地域経済の活性化や地域の安全・安心を支えるため、高規格道路網の整備を促進するとともに、過疎地域と地方における中心都市および近隣の中核都市を結ぶ幹線道路の整備を促進します。

3 県管理道路および市町道の整備

○ 過疎地域における県管理道路については、住民の日常的な移動のための交通手段の確保を図ることにより、過疎地域とその他の地域および過疎地域内の交通の機能の確保、地域間の交流・連携の促進および地域生活の利便性の向上、安全性の確保をめざして、次の取組を推進します。

- ・ 産業の振興や主要な交通拠点へのアクセス機能を担う幹線道路網の整備
- ・ 安全で円滑な地域交通を確保するための生活道路や通勤・通学に利用する道路などにおける幅員狭小区間や危険箇所解消
- ・ 交通弱者の安全確保に配慮した交通安全施設などの充実や改良

○ 市町道については、日常生活を支え、地域活動を活発化するため、地域の実情に応じた整備を促進します。また、地域振興等のための基幹的な路線については、緊急性等を勘案し代行制度の活用を図ります。

4 農道、林道、漁港関連道の整備

○ 農道の整備については、生活基盤の整備、流通の合理化を図るとともに、生活環境の改善に資するもので、緊急性、必要性、地元の熟度、費用対効果等を考慮し整備します。

○ 林道の整備については、木材生産の低コスト化に向け、基盤となる林道や林業専用道、森林作業道などの路網をそれぞれの役割に応じて効果的に整備します。

○ 農道・林道・漁港関連道のうち、農林漁業の振興など地域の振興に必要と認められる基幹的な道路（過疎地域とその他の地域を連絡する基幹的な道路を含む。）については、緊急性や必要性、経済効果等を勘案し、農林水産大臣の指定を受けて県が代行業業として整備を図ります。

5 地域旅客運送サービスの持続可能な提供の確保

○ 市町において計画的・効果的な交通施策が立案できるよう、国と連携して支援します。

○ 交通空白地等において、高齢者などが運転免許証を自主返納しやすい環境づくりや、通学をは

はじめとする若者の移動ニーズへの対応のため、コミュニティバスやデマンド交通、公共ライドシェア等の移動手段の確保に取り組む市町を支援します。

- 利用者が減少して交通事業者単独では維持が困難となることが懸念されるバス路線について、さらなる利用促進へ向けて利便性向上に取り組むとともに、路線のあり方等について検討します。
- 深刻化する運転士不足に対応するため、女性や外国人など誰もが働きやすい職場環境づくりや、バス運転士就職イベントへの出展など、交通事業者と連携して運転士確保に取り組みます。
- 自動運転やMaaS、AIを活用したデマンド交通などの新たな技術を活用した移動サービスの導入について、市町の取組を支援します。(再掲)

第6 生活環境の整備

1 基本的方針

災害に強い森林づくりに向けて、保安林機能を向上させるための森林整備や治山施設の整備、流木となるおそれのある溪流沿いの森林整備等を進めます。併せて、山地災害の未然防止や良質な水の安定供給につながる水源地域の森林整備を進めます。

県内の水道事業が将来にわたり持続可能な経営をしていけるよう、市町と連携して水道基盤強化の取組を行います。また、生活排水処理アクションプログラム(三重県生活排水処理施設整備計画)に基づき、地域の実情に応じた適切な方法で生活排水処理施設の整備を進めるため、市町や関係部局と連携して取り組み、未整備人口の解消を図ります。

さまざまな主体との連携により、廃棄物の発生抑制、再使用、再生利用の取組を進めるとともに、適正処理のさらなる推進を図ることで、県民の安全・安心を確保します。

近い将来、発生が予想されている南海トラフ地震に備え、能登半島地震の被災地支援活動での気づきをふまえてとりまとめた「南海トラフ地震対策の強化に向けた取組方針」に基づき、救助・救援態勢の整備や孤立地域対策に取り組むとともに、「自助」「共助」による地域防災力の強化を促進します。

2 住宅および水の確保

- 県内の水道事業が将来にわたり持続可能な経営ができるよう、市町と連携して水道基盤強化の取組を行うとともに、国に対して交付金や施策の充実を要望します。
- 適切な管理が行われていない空き家の存在が防災、衛生、景観等の面から地域の生活環境に深刻な影響を及ぼしていることから、市町と連携し、空き家対策を図ります。

3 生活排水および廃棄物の処理

- 生活排水処理アクションプログラムに基づき、公共下水道、特定環境保全公共下水道、農業集落排水処理施設等の集合処理施設および合併処理浄化槽による個別処理施設について、それぞれの処理方式のメリットや、地域のニーズ、水環境の保全、災害対策等を総合的に勘案し、地域の実情に応じた適切な手法で効率的・効果的に整備を進めるため、整備主体である市町や関係部局と連携して取り組み、未整備人口の解消を図ります。
- 国の交付金等を活用した一般廃棄物処理施設整備の促進と中長期における一般廃棄物の持続可能な適正処理の確保に向けた広域化・集約化に取り組みます。

4 消防力の強化

- 若者の流出や住民の高齢化等により消防団の弱体化が懸念されている地域において、消防団の活性化や団員の確保を促進し、消防団の充実・強化を図ります。
- 防災ヘリコプターの運用については、引き続き、救助要請を行う消防本部等と緊密に連携し、安全運航のもと、さまざまな緊急運行要請に的確、迅速に対応していきます。
- 小規模な消防本部においては、専門要員の確保や財政面での課題が指摘されるなど、消防体制が必ずしも十分でない場合があることから、「三重県消防広域化及び連携・協力に関する推進計画(令和7年3月改訂)」に基づき消防の広域化等を推進するとともに、消防施設や設備の

充実・強化を促進し、地域における消防力の向上を図ります。

5 防災力の強化

- 多くの過疎地域を抱える伊勢志摩から東紀州にかけての南部地域は、近い将来、発生が予想されている南海トラフ地震において、発災から極めて短い時間で巨大な津波の襲来が想定されていることから、多数の犠牲者が想定されるとともに、ライフラインの途絶により多くの孤立地域の発生が想定されています。

このため、これら地域の防災・減災対策として、「公助」による、孤立地域の発生を未然に防止するための道路網の整備、孤立地域の発生を想定した道路啓開態勢の整備、通信・連絡体制の整備、孤立地域対策に取り組む市町への支援などを進めるほか、「自助」の取組として、避難経路・避難所の確認や個人備蓄の促進、「共助」を高める取組としての、地域防災の核となる自主防災組織の活性化や活動に関わる人材育成などに取り組みます。

- 地震等発災後から発生する緊急輸送を円滑かつ確実に実施するため、緊急輸送道路等の整備・修繕を推進するとともに、被災地の復旧・復興を担う幹線道路等の整備を推進します。

6 防災文化の醸成、地域防災ネットワークの活性化

- 防災対策を特別な活動と考えるのではなく、日々の生活と一体のものである「防災の日常化」という概念が住民や地域に定着することを目的に、防災啓発や防災人材の育成・活用、「防災ノート」を活用した防災教育の推進等に取り組みます。
- 地域防災力の向上を図るため、三重大学と共に設立した「みえ防災・減災センター」と連携し、防災に関する「人材育成・活用」「地域・企業支援」「情報収集・啓発」「調査・研究」に取り組むとともに、特に地域の防災人材の活動や地域の防災計画の作成を支援することで南部地域の防災・減災対策を促進します。

第7 子育て環境の確保、高齢者等の保健・福祉の向上および増進

1 基本的方針

人口減少、少子高齢化の進展に伴い、従来型の地域コミュニティが縮小する中、子育て家庭や障がい者、さまざまな課題を抱える人が孤立することなく、必要な支援を受けながら、住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、福祉サービスの維持・向上を図るとともに、地域社会全体で支え合う体制づくりを進めます。

要介護高齢者の増加に対応するため「第9期三重県介護保険事業支援計画・第10次高齢者福祉計画（令和6年3月策定）」および各市町が策定した「介護保険事業計画」に基づき、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で、その有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう、医療、介護、予防、住まい、生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムのさらなる深化・推進に取り組みます。

2 子どもの豊かで健やかな育ちを支える環境の確保

- 子育て支援サービス等が地域の実情に応じて提供されるよう、体制整備を進めるとともに、就学前教育・保育を担う幼稚園、認定こども園、保育所等の機能維持・向上を図り、子どもが質の高い幼児教育・保育を受けることができる環境を整備します。
- 子どもを安心して産むことのできる環境や、心身のケアや経済的支援を受けながら子育てができる環境を整備し、子どもの健やかな育ちを支えます。
- 若者が将来の見通しを持ちながら、自分らしく社会生活を送ることができるよう、就労や結婚、妊娠など希望に沿った支援に取り組みます。
- 児童虐待防止の啓発や関係機関との連携強化等に取り組み、児童虐待の未然防止、早期発見・早期対応につなげるとともに、社会的養護を必要とする子どもの自立支援や、地域の支援体制の構築に取り組みます。
- 子育てや保育に地域間格差が生じることがないように、地域の実情に応じた持続可能な保育機能の確保に向けて検討していきます。

3 高齢者の保健・福祉の向上および増進

- ボランティア活動や就労的活動による高齢者の社会参加を促進するため、生活支援コーディネーターの養成を行う研修会を開催するとともに、就労的活動支援についても周知啓発を行います。
- 介護予防の取組を進めるため、住民主体の通いの場について、機能の多様化や他事業との連携等により一層の充実を図られるよう、市町の取組を支援します。
- 「共生」と「予防」を車の両輪として認知症施策を先進的・総合的に推進するため、地域支援体制の強化や普及啓発、早期診療・介入や医療・介護の連携の推進に取り組みます。
- 地域包括支援センターの機能強化を図るため、研修会の開催や地域ケア会議へのアドバイザー派遣などを行います。
- 施設サービスを必要とする高齢者が地域で安心して暮らせるよう、特別養護老人ホーム等の介護基盤の整備を進めるとともに、住み慣れた地域で必要なサービスを受けられるよう、地域密着型サービスの充実に向けて市町を支援します。
- 高齢者の増加と生産年齢人口の減少が進む中で、サービス提供の担い手である介護人材を確

保するため、若い世代を対象にした人材確保対策を実施するとともに、外国人材や介護助手など介護人材のすそ野を拡大する取組を進めます。

4 障がい者の保健・福祉の向上および自立と共生の促進

- 障がい者が地域で必要な支援を受けながら、自立し安心して暮らすことができるよう、障害福祉サービスや地域生活支援事業の充実、就労の場の確保および職場への定着支援等を進めます。
- 広域的・専門的な相談支援の強化と、地域における人材育成体制の構築による相談支援の一層の質的向上を図り、障がい者のニーズの多様化、高度化に適切に対応できる相談支援体制の整備を進めます。

第8 医療の確保

1 基本的方針

過疎地域における医療の確保は、住民の健康・福祉の増進と、地域活力の向上を図るための極めて重要な課題ですが、医師の確保と偏在の是正が地域医療体制の維持において課題となっています。

へき地においても病院・診療所等をはじめ、医師や看護職員など医療人材の不足は深刻であり、地域における医療提供体制の維持が困難な状況にあります。このため、次のとおり医療の確保・充実の取組を進めます。

- ・ 住民が身近に適切な医療が受けられるよう、へき地に勤務する医師の確保を図るとともに、へき地病院・診療所の運営および機能強化を支援します。
- ・ 地域医療に従事する医師や看護職員の確保と資質向上の取組を進めます。
- ・ へき地医療拠点病院や二次救急医療機関等における勤務医確保や機能強化を支援し、広域連携体制を構築することで、地域のセーフティネットである救急医療、小児医療、周産期医療等の確保を図ります。
- ・ 健康づくりから疾病の予防、早期発見、治療、リハビリテーションに至るまで、心身の状況に応じて切れ目のないサービスが受けられる体制整備をめざし、保健・医療・福祉の相互の連携を促進します。

2 医療分野の人材確保

- へき地勤務医師については、自治医科大学義務年限内医師の派遣を継続するとともに、三重県医師キャリアサポートシステム、三重県医師修学資金貸与制度等の活用により、その確保に努めます。
- 市町、三重大学、医師会等関係機関と連携して、地域卒医師等、地域医療に従事する医師の養成と地域への定着を促進します。
- 臨床現場から離れている潜在看護職員の復職を支援するため、就業に結びつく情報提供の充実や就業支援の取組を進めます。
- 高校生等を対象に、地域医療をめざす生徒への動機づけとして体験講座を実施するなど、魅力の発信に取り組みます。

3 へき地医療対策

- へき地医療支援機構の代診医派遣制度等により、へき地に勤務する医師の学会参加や研修機会を確保するとともに、へき地診療所や医師住宅等の環境整備を支援し、へき地に勤務する医師の定着を促進します。
- へき地医療拠点病院等において、無医地区等への巡回診療を実施します。
- へき地医療機関の抱える時間的・距離的ハンディを克服するため、オンライン診療やICTを活用した診療支援の仕組みの導入等を支援するとともに、迅速・的確な救急搬送が行われるよう、ドクターヘリの効果的な活用を図ります。
- へき地での在宅訪問歯科診療の充実をめざして、歯科医師会と連携し、歯科医療関係者への研修および在宅歯科診療の設備整備などの支援を行い、安全・安心な歯科医療提供体制の整備を推進します。

第9章 教育の振興

1 基本的方針

学習指導要領のねらいである「生きる力」の育成をめざし、へき地複式教育の中で培われてきた特色ある教育を生かして、子どもたち一人ひとりに応じたきめ細かな指導、過疎地域の子どもたちが過疎地域の区域外に居住する子どもたちとつながり、交流が深まるような教育実践、豊かな自然環境、伝統文化等を有する過疎地域の特性を生かした教育実践に取り組みます。

児童生徒が情報化や国際化など急激な社会の変化に対応できるよう、情報活用能力や豊かな国際感覚を育成する教育を推進するとともに、GIGAスクール構想の実現に向け整備された児童生徒の1人1台端末と高速大容量の通信ネットワークを活用し、過疎地域の子どもたちが過疎地域の区域外に居住する子どもたちとつながり、交流することができるよう、地域の実態に応じた教育実践に取り組みます。

地方創生の観点に立ち、心の根底に生まれ育ったふるさと三重に愛着や誇りを持ち、社会や地域の成長・発展に貢献しようとする思いを育みます。

2 学校教育の充実

- 子どもの心身の健やかな成長に資するため、豊かな自然環境、伝統文化等を有する過疎地域の特性を生かし、地域と共に、子どもたち一人ひとりに応じたきめ細かな教育に取り組みます。
- GIGAスクール構想の実現に向け、整備された1人1台端末や高速大容量の通信ネットワークを活用し、教員を対象としたICT研修の充実を図るとともに、子どもたち自身の情報通信技術の活用および情報活用能力を高めます。また、過疎地域の学校と地域外の学校におけるオンライン交流や県総合教育センター内に新設するスタジオからの遠隔授業の配信等、ICTを活用した教育を推進し、全ての生徒が多様な学びを選択し、希望する進路を実現できるような学校教育の充実を図ります。(再掲)
- 児童生徒が情報化やグローバル化が進展する社会に対応できるよう、学習の基盤となる資質・能力(言語能力、情報活用能力、問題発見・解決能力等)や現代的な諸課題に対応して求められる資質・能力を育成する教育を推進するとともに、地域の実態に応じた学校施設・設備の整備など、望ましい教育環境づくりを進めます。
- 保護者や地域の方々が学校運営に参画し、一体となって子どもを育てるコミュニティ・スクールの取組を促進し、「地域とともにある学校づくり」を進めるとともに、コミュニティ・スクール(学校運営協議会)と地域学校協働活動の一体的な推進を支援します。
- 地域や学校を取り巻く課題の多様化・複雑化に対応できるよう、地域学校協働活動推進のためのコーディネーター等を育成し、地域住民と児童生徒等が共に地域の課題に向き合い、課題解決に向けて協働する活動を推進します。

3 公立小中学校の統合整備等教育施設の整備

- 児童生徒が減少する地域の小規模校については、市町等がその教育効果を総合的な観点から検討し、地域の実情に即した学校規模の適正化・適正配置を図るための統合校の整備や、既存の校舎、屋内運動場等の教育環境を改善するための施設・設備の整備を円滑に進められるよう情報提供・助言を行います。また、子どもたちにとってより効果的な学びが実現できるよう、市町

等のICT環境の整備に関する取組を支援します。

- 地域の実情により統合できない小規模校については、市町等が老朽化した校舎や屋内運動場の改築・改修等や、教育環境を改善するための施設・設備の整備を円滑に進められるよう情報提供・助言を行います。
- 図書館資料や施設整備等の充実を図る物的環境の整備のほか、子どもの読書活動を推進する人材育成等の人的環境の整備、連携強化やネットワークの拡大等の質的環境の整備を促進します。
- 学校の統廃合に伴う廃校舎等については、市町等が貴重な地域資源として、都市との交流拠点や子どもの体験活動のフィールド等として有効活用を図るための取組を支援します。

4 体育施設、社会教育施設等の整備と活用

- 多目的利用が可能なスポーツ施設等の整備を図るとともに、学校施設について、体育施設を活用し、子どもたちを含む地域スポーツの拠点となるよう、地域コミュニティの活性化に向け、学校体育施設開放事業の取組を進めます。
- 次世代の地域の担い手である子どもや若者も交えた多世代交流の拠点となるよう、地域社会における学びの場として、公民館等の社会教育施設の活用を促進します。

5 郷土教育等の推進

- 課題解決型学習等の手法を取り入れた郷土教育を推進し、児童生徒が郷土への愛着や誇りを持ち、地域のために考え行動する意欲や三重について発信する力を身につけられるよう、学校と地域が連携した取組を推進します。(再掲)

第10 集落の整備

1 基本の方針

魅力と活力ある地域づくりを推進するため、地域・集落が抱える身近な課題を解決するための取組や地域活性化の取組等を支援します。

2 集落の再編整備および維持・活性化の取組

- 市町や住民、地域運営組織等の意向を尊重し、必要に応じて国の交付金等も活用しながら、集落の再編整備や活性化に向けた取組を支援します。
- 市町が過疎地域等の集落において、実情に応じた維持・活性化の取組を効果的に進めることができるよう、集落支援員を中心とした地域での取組等を支援します。
- 交通空白地等において、高齢者などが運転免許証を自主返納しやすい環境づくりや、通学をはじめとする若者の移動ニーズへの対応のため、コミュニティバスやデマンド交通、公共ライドシェア等の移動手段の確保に取り組む市町を支援します。(再掲)
- 活力ある豊かな農村を実現するため、生産基盤や生活環境の整備を総合的に進めるとともに、豊富な地域資源を活用した加工施設や直売施設等の活性化施設の整備を支援します。
- 移住希望者が安心して三重に移住できるよう、市町や地域と連携し、地域で移住者を受け入れる環境の整備や気運の醸成を図ります。(再掲)
- 地域の活性化や将来的な移住者の拡大等に寄与することが期待される関係人口の創出・拡大を図っていきます。(再掲)

第11 地域文化の振興等

1 基本的方針

「三重県文化振興計画」に基づき、県民一人ひとりが自主性と創造性を発揮し、郷土への誇りと愛着を育みながら、日々の暮らしの中で生きがいと心の豊かさを実感できるよう、環境の整備や人材育成に取り組みます。

「三重県文化財保存活用大綱」に基づき、文化財を人づくり・地域づくり等の核となる生きた財産として保存・活用・継承していくための取組を、市町や所有者等と連携して推進します。

2 多様な文化的所産の保存および活用

- 市町における文化財保存活用地域計画の作成が進むよう、市町に対し積極的に支援します。
- 修復や再生、継承のための取組を要する文化財については、市町や所有者、保持団体等の思いに寄り添いながらそれぞれの実情に応じた支援や助言を行います。
- 熊野古道関係者が一堂に会して意見交換等を行う「熊野古道協働会議」で作成した、熊野古道の保全と活用の指針「熊野古道アクションプログラム」の実践と進捗管理を、多様なステークホルダーと協働して行っていきます。
- 継承が困難な祭り等の無形民俗文化財についての映像記録を作成し、ホームページやSNSなどで情報発信を行います。また、無形民俗文化財の魅力を伝える講演会やイベントを開催することで、若い世代への関心を高めます。

3 地域文化の振興

- 地域住民等が地域の特色を生かしながら自ら企画して行う文化の振興や普及事業について、情報発信等の支援を行います。
- 地域住民等が地域の歴史的・文化的資産の磨き上げなど、自らの地域に誇りと愛着を感じて主体的に取り組む活動を支援します。
- 県立文化施設は、施設相互間の連携を図り、その成果を県域に届けるとともに、市町の学校、地域等と連携した取組を進めます。

第 12 再生可能エネルギーの利用の推進

1 基本的方針

「三重県新エネルギービジョン」において、「みえの地域エネルギー力」を「県民、地域団体、事業者、大学、行政などの多様な主体が、ライフスタイルや事業活動におけるエネルギーの使い方と意識を変革しながら、エネルギーの地産地消、環境・エネルギー関連産業の振興、エネルギー関連技術を生かした地域づくり、省エネの推進を協創の考え方で進めていく力」と位置づけ、地域との共生を図りながら、その持続的な向上を図ることを基本理念とし、エネルギーと連動した産業振興や地域づくり、地域におけるエネルギー創出への貢献などに取り組むこととしています。

2 再生可能エネルギーの利用の推進

- 創エネ・蓄エネ・省エネ技術を活用して、過疎対策、農林水産業の振興、観光振興、廃棄物処理などの地域の課題を解決するため、地域団体、事業者、市町等との協創による、地域が主体となったまちづくりを支援します。
- 過疎対策、観光振興、防災対策等の多面的な機能を有する創エネ・蓄エネ・省エネ技術を活用した地域での取組が実証事業等で終了することなく、公的な支援等を受けなくても自律的に継続し発展できる仕組みを検討します。
- 地域に必要なエネルギーを海外から輸入される化石燃料等に頼らず、木質バイオマスなど地域のエネルギー資源によって賄うことで、地域経済の活性化が期待されます。地域新電力をはじめとする、地域活性化の取組を支援します。

第13 その他地域の持続的発展に関し必要な事項

1 脱炭素化および自然環境の保全と再生

- 2050年までの脱炭素社会の実現を見据え、令和2年度に策定し、令和4年度に改定した「三重県地球温暖化対策総合計画～未来のために今、私たちができること～」に基づき、温室効果ガス排出量を削減する「緩和」と気候変動の影響を軽減する「適応」を車の両輪として、環境、経済、社会の統合的向上をめざすSDGsの視点を取り入れ、さまざまな主体との協創により地球温暖化対策を進めます。
- 重要な自然環境や野生生物の保全、豊かな里地・里山・里海の保全、生物多様性への負荷の抑制等、生物が豊かに住める自然環境の保全に向けた取組を進めます。

2 スポーツの推進

- 県民の皆さんがスポーツを「する」「みる」「支える」機会を充実させることで、「スポーツの持つ力」を最大限活用できるよう、市町および関係団体等と連携して地域スポーツの推進に取り組めます。
- 子どもから高齢者に至る幅広い世代の皆さんが生涯にわたって運動・スポーツにふれ親しむことができる環境づくりに取り組めます。
- 市町・競技団体等が実施する国際・全国大会等の大規模大会の開催、トップチーム等の合宿誘致、三重とこわか国体・三重とこわか大会の開催競技に関わるスポーツイベントの開催などの取組を支援します。

3 連携・協働による地域づくり

- 地域づくりの推進に取り組むにあたっては、これまで各地域において地域づくりを進めている市町と県との連携を一層強化することが重要です。そのため、県と市町が共管して設置した「県と市町の地域づくり連携・協働協議会」の仕組みを活用し、市町と県が連携・協働して地域づくりに向けた取組を進めます。
- 多くの過疎地域が含まれる南部地域において、地域の実情に応じて市町がさまざまな形で連携した取組を積極的に支援するとともに、情報共有や課題解決に向けた話し合いの場を設けることで、南部地域における市町の連携を促進し、若者の定着・人口の還流や地域産業の活力向上、賑わいのある南部地域に向けて、効果的に取り組めます。
- 産学官をはじめ、さまざまな関係機関との連携により地域づくりの取組を進めます。